

平成22年9月15日（水）

於：三番町共用会議所「三番町大会議室」

水産政策審議会 第47回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会第47回資源管理分科会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成22年9月15日 午後13時30分

閉会 平成22年9月15日 午後15時05分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員	梶 克之	櫻本 和美	須能 邦雄	寺本 紀久
	福島 哲男	宮原 邦之	安元 杏	
特別委員	小川 栄	金田 一義	島貫 文好	嶋野 勝路
	高橋 健二	徳島 惇	西野 正人	能登 博之
	柳谷 法司	山田 邦雄	米田 清	

3 水産庁側出席者

篠原農林水産副大臣	山下水産庁次長	江口資源管理部長
内海管理課長	木島資源管理推進室長	福田指導監督室長
長谷沿岸沖合課長	香川漁場資源課長	山下栽培養殖課長

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1. 開	会	1	
1. 議	事	1	
(諮問事項)				
諮問第180号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の				
規定に基づく基本計画の検討等について				2
1. 副大臣あいさつ		7	
1. 議	事 (続)	9	
(報告事項)				
①資源管理・漁業所得補償対策関係について				9
②船舶監視システム (VMS) の開発利用について				17
③漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について				27
1. そ	の	他	30
1. 閉	会	31	

開 会

○内海管理課長 定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第47回資源管理分科会を開催いたします。

本日は、皆様、お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに委員の出席状況について御報告いたします。水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員9名中、山下委員、東村委員が所用のため欠席でございます。7名の方が出席されておりますので、定足数を満たしており、本日の資源管理分科会は成立していることを御報告いたします。

審議に入ります前に、お手元の資料を御確認させていただきます。封筒の中に資料がございます。資料につきましては、今回の分科会の議事次第、それから資料一覧という紙がございます。資料1は委員会の委員名簿でございます。資料2が本日の諮問第180号でございます。それから、別紙がございます。資料2-1は今回諮問しますTACの変更に關する資料でございます。それから、資料3-1。クリップでとまってありますので、その中に資料3-2という資料があるかと思えます。それから、資料4。横長の紙で資料5という形で資料がございます。不足しているもの等、ございますでしょうか。

よろしいですか。

本日は篠原副大臣に御臨席をいただく予定にしておりましたが、副大臣、所用で若干おくれるということを報告いただいております。2時ごろに、こちらにお見えになるということですので、あいさつをいただく予定にしておりましたが、御到着された後にあいさつを賜りたいと考えております。

早速、議事に入りたいと思いますので、分科会長、よろしく願いをいたします。

議 事

○櫻本分科会長 本日の議事に入りたいと思います。本日は、諮問事項が1件、報告事項が3件でございます。よろしく願いいたします。

なお、本日、審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会令第5条第6項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となります。よろしく願いいたします。

早速でございますが、審議事項に入りたいと思います。

(諮問事項)

諮問第180号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

○櫻本分科会長 まず、諮問の第180号でございます。海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○内海管理課長 申しおくれましたが、私、管理課長の内海でございます。

今回の諮問第180号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」、これについて御説明をさせていただきます。

お手元の資料2が今回の諮問内容でございます。まず諮問文を朗読させていただきます。

22水管第1213号

平成22年9月15日

水産政策審議会

会 長 櫻本 和美 殿

農林水産大臣 山田正彦

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第180号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成21年11月20日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

本諮問では、本年、22年漁期のすけとうだら、オホーツク海南部の追加配分及びT A Cの改定、同じく22年漁期のまいわしのT A C改定、この2点について御審議をいただきたいと考えております。

まず、22年T A Cの改定及び追加配分について御説明をさせていただきます。

具体的数量を説明します前に、これは前回も御説明をしましたが、T A Cの期中改定等追加配分の仕組みについて簡単に御説明をさせていただきます。

T A Cは期中改定を行うわけですが、大きく分けて3つのケースがございます。1つ目のケースは、資源全体の状況が当初の資源評価から大幅に改善されることが見込まれる場合に、資源を再評価し、これに伴いA B Cを再計算してT A Cを改定するというものであります。

2つ目のケースですが、まあじ、まいわし、さば類といった浮き魚資源について、その年に生じた漁場形成の偏りに対応するため、配分が不足する都道府県等への追加配分を行うために実施するものがございます。

それから、3つ目のケースですが、オホーツク海のすけとうだら資源のようなものですが、主たる生息水域が外国水域にあります資源等については、我が国水域への最大の来遊量に対応できるよう過去の漁獲量の最大値ベースにT A Cを設定しております。T A C設定時と異なって、我が国水域への大量の来遊が認められる場合には、これらの資源については、現状では生息水域全体に対して定量的な資源評価が困難ですので、直近の漁獲量等のデータを参考に、漁期末までの漁獲見込み数量を算出してT A Cを改定するというものであります。

この3つのケースが期中改定にあるということを前提に、今回の22年T A Cの改定について御説明をしたいと思います。

T A C改定については、資料2-1という資料が説明参考の資料になりますので、これをごらんいただければと思います。

まず、今回、追加配分を行います、すけとうだらについてです。今回、すけとうだら、

オホーツク海南部の追加配分及びTAC改定について説明をさせていただきたいと思います。

今申しあげました資料2-1の資料、4ページ目をめくっていただきますと、日本地図が載っております。すけとうだらのTACは3つの海域に大きく分かれておりますけれども、このうちオホーツク海の海域については、オホーツク海南部が大臣管理分、根室海峡分が北海道知事管理分という形になっております。今回はオホーツク海南部の大臣管理分の改定を行いたいと考えております。なお、このオホーツク海南部のすけとうだらについては、生息水域がロシア水域にまたがるということで、先ほどのケースで説明しました最後のケース、つまり主たる生息水域が外国水域にある資源等のTAC改定に該当するものであります。

オホーツク海南部のTAC設定の考え方については、先ほども申しあげましたように、ロシア水域とまたがる資源であるということと、我が国の漁獲量比率が不明であるということで、定量的な資源評価は行われておりません。従来より、近年の最大漁獲量をTACとすることにより、近年経験した高水準の来遊にも対応できるよう、過去の最大漁獲量をベースにTACを設定しているところであります。

このように近年の最大の来遊量に対応できるという考え方によりTACを設定しておりますことから、仮に当初想定を上回る来遊が見込まれる場合には期中改定を行うということで運用してきているところであります。

この海域での漁獲の状況ですが、資料2-1の3ページ目にグラフがございます。このグラフは平成9年から、この海域でのすけとうだらの漁獲量を示しております。平成22年漁期の状況でありますけれども、漁獲努力量はほぼ前年並みと考えられますが、漁獲量は、このグラフの黒いライン、過去の水準から見ても非常に高い水準で推移しておりまして、7月末時点での採捕量は2万7035t、TAC枠2万8000tに対する消化率が97%となっております。

すけとうだらの漁期が3月までであり、今漁期の漁獲は当初の想定を上回るものと見込まれますことから、今漁期の漁獲状況を踏まえた期中改定についてお諮りをするものであります。具体的数量ですが、漁期末の3月分までとして、過去、平成9年からですが、8月からの月別の最高漁獲量を集計いたしまして、これを合計しますと、1万4654トンという数字になります。これを端数処理しまして、1万4000トンということで、これを追加配分していきたいと考えております。

先ほどの資料の4ページ目の地図に、オホーツク海海域の部分で矢印を付しながら改定の数量を書いております。1ページ目に漁獲可能量の配分総括表がございます。大臣管理分でありますオホーツク海南部については、オホーツク海の分を2万8000トンから4万2000トンとし、これに基づきまして、沖合底びき網への全体の配分量を13万7000tから15万1000tに改定し、全体TAC量を現行の22万6000tから1万4000t増の24万トンにしたいというのが、すけとうだらの諮問内容でございます。

次に、まいわしについて御説明をいたします。まいわしにつきましては、先ほどのケースの最初のケース、つまり資源の再評価をいたしましたところ、ABCが変わりましたので、TACを改定したいというケースに該当いたします。資源の再評価の結果につきましては、資料2-1の資料の最後のページ、5ページ目をごらんいただければと思います。

ここに、まいわしの資源状況、近年のABCの数量及びTACの数量をまとめておきました。青色で塗られた欄が22年漁期の再評価後のABCとなります。ちょっと見にくいですが、22年当初に比べて、青の部分に記載された数量が改めて計算されましたABCという形になります。

ごらんとおり、太平洋系群については2010年当初の資源量が前年評価時より大幅に増加したことにより、ABCが6万5000tから9万tに更新され、その下にあります対馬暖流系群については、参考値として算出されているものですが、数値が7000tから1万2000tとなり、これによりましてABCの合計値は7万2000tから10万2000tという形になります。これに伴い、青色の欄にありますとおり、22年TACをABCにあわせて7万2000tから10万2000tに改定したいというふうに考えております。

まいわしに対する漁業種類別への配分ですが、1ページ目に戻っていただきますと、1ページ目にありますように、まいわしのTACを7万2000tから10万2000tに改定し、これに伴い、大中型まき網への配分数量も従来の配分ルールに基づき4万1000tから5万8000tに自動的に改定をしていくというものであります。

なお、まいわしの都道府県への配分は、これまでも数量配分を行っておらず、すべて若干という形で処理しておりますので、変更はございません。

諮問第180号に係る説明は以上でございます。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

TACの期中改定については厳格なルールのもとで厳格に運用していかなければいけないということで、期中改定のルールを説明していただき、2魚種ですね、すけとうだらの

オホーツク海域のT A Cの改定と、まいわしのT A Cの改定について御説明いただきました。

何か御意見、御質問ございますでしょうか。

宮原委員、お願いします。

○宮原委員 この考えに対しては結構だと思いますが、昨年度、太平洋系群が非常に問題になりましたので、これをどのように考えていらっしゃるのか、教えていただきたいと思っています。

○木島資源管理推進室長 推進室長の木島でございます。

宮原委員から御指摘ございましたように、太平洋のすけとうだらは、来遊状況が去年は良好であったということございまして、今年も仮に来遊が極めて良好である、異常な来遊が見られた場合には、しかるべき対応をしていきたいと思っております。詳しくは次回のこの審議会の場で御説明をし、御了解いただきたいと思っております。

○宮原委員 結構です。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問第180号は原案どおりということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○櫻本分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

諮問第180号については、答申書確認のために読ませていただきます。

答 申 書

22水審第11号

平成22年9月15日

農林水産大臣

山田 正彦殿

水産政策審議会

会長 櫻本 和美殿

平成22年9月15日に開催された水産政策審議会第47回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については諮問のとおり実施することが適当であると

認める。

記

諮問第180号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

篠原副大臣にお渡しいたします。

〔答申書手交〕

副大臣あいさつ

○櫻本分科会長 篠原副大臣がお見えになりましたので、ごあいさつをお願いいたします。

○篠原農林水産副大臣 農林水産副大臣の篠原でございます。

ちょっと遅参いたしましたして、失礼いたしました。民主党も、きのう代表選が行われ、その関係で官房長官のところに行っておりました、おくれてしまいました。座ったままで失礼させていただきます。

水産政策審議会資源管理分科会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日ごろ水産政策の推進に御協力いただきまして、この場をかりまして深く感謝を申し上げます。

水産資源というのは、皆さん御存じのとおり、鉱物資源と異なりまして、適切な資源管理をすれば永続的に利用することが可能な資源であります。水産資源の適切な管理は国民の皆様への水産物の安定供給、水産業の健全な発展にとって、その基礎となるものであり、農林水産省にとり最も重要な政策の一つであると考えております。

中でも、本日、御議論いただきましたTAC制度は水産資源管理の中心的な役割を担う制度であり、私も1994年から97年まで3年間、水産庁の企画課長として、この制度の創設に深くかかわっておりました。今後とも、さらに適切な制度運用に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

事務方のペーパーにはないんですが、ちょっと触れさせていただきます。

こういう資源管理の重要性を、1976年にシアトルにありますワシントン大学の海洋総合研究所に留学させていただいたときに、薄々はわかっていたんですが、科学的な根拠をもとに初めて知りました。典型的な言葉として、そのときに使われていたのはMaximum

Sustainable Yieldというので、最大持続生産量。その後、サステナビリティ、持続性というのがいろんなところで使われておりましたけれども、まさに漁業の資源管理にこそサステナビリティ、サステナブルというのが大事じゃないかと思っておりました。

その後、水産の関係には余りタッチさせていただかなかったんですが、偶然、水産庁の企画課長として、200海里の排他的漁業水域、皆さん覚えておられると思いますけれども、ロシア漁船にだけ適用して中国、韓国漁船には適用しない、なおかつ日本海が真っ二つにしているというへんちくりんな漁業水域制度だったわけですが、それをきちんとしたものにする、その担当をするという好運に恵まれました。そのときに、TAC制度はちょっと早過ぎたかなと思いましたけれども、そこにおります木島室長等、若手の精鋭がスタッフでいてくれましたので、思い切ってTAC制度を導入した次第です。

この制度をきちんとやっていけば、我が国の水産資源は、いろいろ問題あるかと思えますけれども、農業、漁業と、みんな第1次産業といえますけれども、いろいろ違うわけです。水産の場合は、日本近海の資源をすべて日本人が、我々がうまく有効活用するんだと、下手な管理をしなかったら、毎年同じように恵を与えてくれるという感じでもって資源に接すればいいんじゃないかと思っております。

TAC制度とかいろいろな法律制度にしておられますけれども、沿岸漁民の皆さんは昔から御存じのことではなかったかと思えます。欧米で確立されたMSYの理論に基づく資源管理制度、それから日本の沿岸漁業が持っていた資源に対する慎ましやかな態度、それを2つあわせてやっていったら、うまくいくのではないかと私は思います。

報告事項として、後ほど事務方から説明を行うと聞いておりますけれども、来年度からは、水産業の収入安定対策を通じまして、さらに資源管理の推進を図ってまいりたいと思います。資源管理と収入の安定を結びつけるわけでございます。これは全国の漁業者が参画することを念頭に、計画的な資源管理を進めていこうとするものでありまして、我が国全体の強固な資源管理体制を構築しようとする世界的に見ても画期的な方針ではないかと思っております。

さらに、本日、報告されます漁業構造改革事業においては、資源管理を進めつつ収益性を高め、船員の居住性向上についての要請にもこたえる操業形態の実証を努めてまいります。

また、来年度予算におきましては、我が国周辺水域の主要漁業について、漁業者に負担を求めることなくVMSを設置するために必要な費用についても予算要求しております。

この措置が違反操業の抑止に効果を発揮して、沿岸漁業者と沖合漁業者の間の信頼感の醸成に資すればと考えております。

適切な資源管理の推進は国際的にも強く求められておりまして、農林水産省はこれらの政策を総合的に講じることにより、水産資源の持続的利用及び漁業経営の安定化を強力に進めてまいりたいと考えております。本日の委員各位の忌憚のない御議論を祈念いたしまして、私のあいさつといたします。

ありがとうございます。(拍手)

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ここで大いに議論になっておりますTAC制度の創設のときに深くかかわっておられたということをお聞きして、非常に心強く思いました。また、今後の明確な方針についてもお話しいただきました。どうもありがとうございました。

議 事 (続)

(報告事項)

①資源管理・漁業所得補償対策関係について

○櫻本分科会長 引き続きまして、議事に入りたいと思います。次は報告事項になります。

最初に、資源管理・漁業所得補償対策関係について、報告をお願いいたします。

○木島資源管理推進室長 資源管理推進室長の木島でございます。よろしくお願いたします。

資料3-1に従いまして御説明をいたしたいと思っております。これは来年度から導入を予定しております資源管理・所得補償対策についての私どもの現時点の考え方でございます。

資料3-1の1ページ目をごらんいただきたいと思います。

まず、漁業における所得補償の考え方でございます。所得補償に関しては、既に農業のほうで先行して実施がされておるわけでございます。ただ、漁業については多種多様な形態がございます。所得の把握も難しいということもございまして、農業のように個々に所得補償することは難しいという状況があります。このため、ここに書いてございますように、漁業共済を活用した収入安定対策と、漁業経営セーフティネット構築事業、すなわち燃油や養殖用の配合飼料の価格安定策をあわせて所得補償をしていこうという考え方でございます。

2 ページ目をごらんいただきたいと思います。今回の資源管理・漁業所得補償対策の概要でございます。概算要求額は約557億円でございます。収入安定対策といたしまして、資源管理に取り組む漁業者に対して共済制度の活用をやっていこうという考え方でございます。

次に、4 ページ目をごらんいただきたいと思います。資源管理の具体的な話は後で詳しく御説明をいたしたいと思います。

今回の収入安定対策のポイントでございますけれども、共済の対象となっております沿岸・沖合・遠洋漁業だけではなくて、漁場管理に取り組んで持続的な養殖生産に努力する養殖業者に対しても対象とするということでございます。

それから、5 ページ目をごらんいただきたいと思います。これも後で詳しく御説明をいたしますが、資源管理について、どのような考え方で進めていくのかということでございます。前提としては、国なり都道府県が資源管理の方針を定める指針をつくるわけですが、その指針に従いまして、漁業者が資源管理計画を作成いたします。これは下のほうの流れ図に沿って御説明いたします。

計画を作成し、作成された計画について、大臣管理漁業者については国が、都道府県の管理漁業者については都道府県がその計画の内容を確認いたします。確認された計画に従いまして資源管理が行われ、さらに、その資源管理を適切に行ったという証拠書類が出てきた場合に、協議会がその内容を確認して、収入の減少があった場合には上乘せ支援のある共済金が支払われるという内容でございます。

6 ページ目をごらんいただきたいと思います。具体的なメリットでございます。すなわち共済の内容でございます。漁業共済に関しては原則8割まで、積立ぷらすで原則9割まで補てんをするという内容でございます。また、掛金の助成についても平均で3割、上乘せが行われます。また、積立ぷらすの漁業者負担割合については現在、国、漁業者は1対1でございますけれども、国が3、漁業者が1ということで漁業者の負担が軽減されます。また、積立ぷらすの加入要件に関しては現在、例えば年齢ですとか、いろいろな制限がかかっておりますけれども、これを撤廃しようという内容でございます。

次に、資料3-2に従いまして、具体的に資源管理をどのように行っていくのかということについて御説明をいたします。

まず1 ページ目でございます。今回の資源管理指針、また資源管理計画の考え方でございます。若干字は細かいんですが、そこに書いてございますように、資源状況が非常に悪

いものが多々あるわけですが、この資源状況を改善するために、資源状況に即した水産資源の適切な管理が非常に重要な課題でございます。このためには、今さら以上に漁業者、行政、研究者、このように科学的な視点から計画的な資源管理を行っていくというのが重要でございます。

現在、計画に基づきます資源管理は回復計画とか幾つかやっておるわけでございますけれども、沿岸から沖合まですべての漁業者が参画する計画をつくっていく。それによりまして、全国的に南から北まで計画的な資源管理が行われていくという体制を構築しようという内容でございます。

ただ、資源管理をする場合には、当然ながら、その状況によって漁業の所得が不安定になるということも懸念されるものですから、今回は、そのような懸念を解消するために、共済制度を活用して収入安定を図っていく。このことによって、さらなる資源管理、機動的な資源管理が行われることを期待するという内容でございます。

次に、2ページ目をごらんいただきたいと思います。具体的な資源管理のやり方でございます。先ほど若干触れましたが、国または都道府県が資源管理指針、これは魚種ごと、漁業種類ごとに、どのような資源管理をしていくのか、方針を決めていきたいと考えております。

国に関しては主要な資源、例えばTAC魚種ですとか、カツオ・マグロですとか、国民の皆様方が日々食べる魚種に関しては国のほうで方針を定め、その方針に従って大臣管理漁業者が取り組むべき事項を書いていきたいと考えております。また、地域の重要資源については、都道府県が同じように方針を書いていくということを考えております。

また、その方針、指針に従いまして、各漁業者が漁業種類ごとに具体的な計画をつくっていきます。この指針については、この水産政策審議会に御報告をし、お諮りをしたいと考えておりますし、計画については海区の漁業調整委員会にお諮りをするという事を考えております。

3ページ目をごらんいただきたいと思います。具体的に資源管理計画また指針に何を書くのか、どのような資源管理措置を書いていくのかということでございます。当然ながら、漁業種類ごと、また資源の状況に応じて取り組むべき資源管理措置は異なる、多種多様であるわけでございますが、今回は、中でも例えば制限または条件ですとか、委員会指示ですとか、公的な規制以外に、各漁業者が自主的にどのようなことに取り組んでいくのか、どのようなことに汗をかいていくのかということを中心に書いていただくということを考

えております。

具体的には、ここの下に書いてございますように、例えば資源管理、多種多様でございますけれども、A類、B類、C類と分けまして、Aについては休漁ですとか、そもそも操業を制限するもの、Bについては操業そのものは制限しないだけけれども、例えば体長制限をすとか、操業区域を制限するとか、漁獲努力量を制限しようとするもの、Cについては努力量を削減はしないだけけれども、例えば種苗を放流するとか、環境を改善するとか、積極的に資源をふやしていこうという取り組みでございます。

今回、認定と申しますか、計画を作成するに当たりまして、Aについては1つでもいいよと、B、CについてはBを含む2つ以上が少なくとも入っていなければならない。一定の基準を設けて、一定の水準以上の計画をつくっていただきたいと考えております。

それから、4ページ目でございます。資源管理計画をつくりましても、その計画が適切に履行されているかどうかというのが非常に重要なポイントでございます。この計画に従いまして、計画に書かれたことを確実に履行された方について、収入安定対策、すなわち共済の上乗せ支援をしていこうということでございます。

履行の確認方法については、指針なり計画にどのような方法で履行を確認するのか、また具体的に漁業者がどのように履行確認に取り組んでいくのかということ、資料を提出するなり明記するなりということで、できるだけ現場の対応を緩和していきたいと考えております。

それから、5ページ目でございます。具体的に指針・計画に何を書くのかという案でございます。指針については、先ほど申し上げましたように、国もしくは都道府県で基本的な資源管理の方針でございますので、方針を書いたり、魚種ごとに、どのような資源状況、また来遊状況であると。それを踏まえて、各漁業種類の漁業者がどのような取り組みをするのかということを書くわけでございます。また、計画については、指針に基づいて具体的な取り組みの内容を明記していくということでございます。

これが資源管理についてでございます。

一方、養殖についても共済制度がございます。Ⅱの持続的養殖生産確保法に基づきます漁場改善の一層の推進についてという資料をごらんいただきたいんですけれども、ごく簡単に御説明をいたしたいと思っております。

まず6ページ目でございます。平成11年に持続的養殖生産確保法という法律ができております。これは養殖の漁場の環境を安定・改善することによって、持続的な生産をしてい

こうということでございます。この法律に従いまして基本方針を大臣が策定し、漁協等が基本方針に基づき漁場改善計画を作成し、知事が認定するという内容の法律かできているわけでございます。

7 ページ目をごらんいただきたいんですけども、今回は従前の漁場改善計画に加えまして、養殖漁場の環境の維持・改善をさらに図っていくために、新たな取り組みとして適正養殖可能数量、すなわち、この海域でどの程度の尾数を包容するのか、養育するのかということを具体的に明記していくということでございます。また、その計画に書いた場合の履行確認をしっかりとやっていく。そのようなことがなされた場合には、先ほど申し上げましたような共済制度の上乗せをしていくということでございます。

9 ページ目をごらんいただきたいと思います。現在の計画では、例えばブリ類養殖については飼育密度を書いているわけでございますけれども、今後の計画については、より具体的に、例えば、はまちについては何十万尾、かんぱちについては何十万尾というように、具体的な上限尾数をここで明記いたしまして、さらに、それをちゃんと守っているということを履行確認し、そのような養殖業者について、先ほど申し上げましたような共済の上乗せ支援をしていくという内容でございます。

私からの説明は以上でございます。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

この施策は、先ほど副大臣のお話にもありましたように、今後の日本の資源管理、それから、漁業の発展を左右する非常に重要な施策になると思います。いろいろ御意見、御質問あると思いますので、よろしくお願いします。

○米田特別委員 資源管理等漁業所得補償の関係で2点ほどお願いします。

従来の資源回復計画等は今回、新たに設けられる資源管理計画に移されるとのことですが、従来の資源回復計画に基づく支援事業については平成23年度まで継続されることになっています。平成24年度以降も、ぜひ休業等について何らかの支援策を講じてほしい。

2点目は漁業所得補償の件で、収入安定対策の部分で共済関係ですね。現在、新日韓・日中協定により影響を浮けている我々漁業者は、漁場機能維持管理事業の中の共済掛金は現在、国庫補助に上乗せして助成をいただいているところでございます。それについて、暫定水域においてははまだ大きな影響を受けているところですが、追加補助に加え、これまでどおりNPOの基金による補助を上乗せして支援をいただきたい。私のところのモデルケースで計算しますと、これを外されますと、50万ほど個人負担が多くなるんですね。

それで、ぜひともお願いしたい。

この2点です。

○木島資源管理推進室長 米田委員の最初の御指摘でございますけれども、確かに回復計画は23年度までで終了し、23年度は回復計画と資源管理指針、計画制度とが併存するという形になります。23年までは回復傾向に基づきます支援を講じてまいりたいと考えて予算要求もしておりますけれども、今は23年度までで終了ということでございます。回復計画自体がなくなってしまうものですから、支援についても23年度までで考えております。休漁支援については期待も大きいわけですが、現時点ではそのようなことになっているということで御理解をいただきたいと思っております。

○長谷沿岸沖合課長 沿岸沖合課長の長谷でございます。

2点目の日韓・日中関係での掛金補助でございます。今回、概算要求の中では、従来型の日韓・日中対策の掛金補助は、この所得補償関係とは別立てということで従来どおり要求はしております。ただし、どちらも掛金補助ということなものですから、どちらもということではなくて、どちらかということで要求はしております。今後、政府内の検討、財務当局とのやり取りの中でいろいろ議論が出てくることはあるかと思っておりますが、現段階では従来どおりということで要求しております。

○米田特別委員 よろしく申し上げます。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

高橋委員、申し上げます。

○高橋特別委員 資源管理指針や資源管理計画について反対するものではないんですが、自給率との関係がどのようになるのか。目標自給率の65%が、この計画に基づいて達成可能なかどうか、その点、お伺いしたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○木島資源管理推進室長 資源の状況によりましては、例えば休漁するなり、漁獲量を下げていきなり、いろいろ厳しい資源管理をしていかなければならないものもあろうかと思っております。ただ、資源管理は、今頑張れば、少なくとも何年か後には資源が回復し、漁獲量がふえていくということが見込まれるわけでございます。当面は、漁獲量は若干下がるということもあろうかと思っておりますけれども、早晩、資源が回復し、自給率も上がっていくことを期待しているところであります。

○櫻本分科会長 よろしいでしょうか。

宮原委員、申し上げます。

○宮原委員 資料3-2の4ページの資源管理措置の履行確認のところ、ちょっとお尋ねしたいんです。

下の資源管理指針記載例を見てみますと、種苗放流のところ、活動記録なり経費負担の証拠書類等というのがございます。この資源管理措置の履行確認をそれぞれ漁業者に対して求めるものなんですか。この種苗放流というのは、組合単位とか、グループ単位でやる事例のほうが多いと思うんです。この辺はどういうふうな確認の方法を取っておられるのか、教えてください。

○木島資源管理推進室長 種苗の放流について今回、例えばCのタイプとして位置づけていきたいと思いますという場合には、関係の漁業者が少なくとも幾ばくかの負担をしている、すなわち、お金を払うもしくは組合の賦課金からお金が払われているということが必要であると考えております。実際に、そのようなお金の使い方は、漁業者、個々人の業者はわからない場合がございますので、漁協で取りまとめをしていただくということを想定しております。

○櫻本分科会長 嶋野委員、お願いします。

○嶋野特別委員 2点ほどお伺いします。

実施すべき資源管理措置ということで、新たな資源管理体制についての3ページにA、B、Cとございます。既に、このA、B、Cすべて資源管理を実施しているということになりますと、あとはどのようなことが。共済制度と積立ぶらすの加入要件が資源管理ということですが、これを既に実施しているということでやれば、資源管理をそのまま出せばいいわけですか。これが1点。

○木島資源管理推進室長 現在、各都道府県に説明をしたり、漁協の方々に御説明をして御理解をいただこうと努力をしているところであります。実際に、嶋野委員から御指摘ございましたように、多くの漁業者、多くの地域では、例えば休漁を自主的に行っている、また漁獲量の制限を行っている、また区域を自主的に狭めているということを中心にやられております。今回は、そのような取り組みを評価していこう、すなわち指針に書いたり、計画に具体的にその内容を記載していただく。また、都道府県さん、私どもとしても、その内容が素晴らしいという場合には、関係の実際に取り組んでおられる漁業者に共済の申請をしていただければ、共済の上乗せ支援をしていこうということでもあります。

○嶋野特別委員 もう一点、ブリ類養殖のほうですが、9ページ。適正養殖可能数量の設定に伴う「基本方針」等の見直し案ということで、「はまち〇〇千尾」「かんぱち〇〇千

尾」と書いていますが、これをブリ類ということにお願いしたい。

と申しますのは、年々によって種苗の搬入量等々、かなり変わってまいります。本年度は、かんぱちの種苗が足りないということで、昨年、市場価格が900円だったものが、ことしは300円ほど上がってございます。そうなりますと、市場の価格は乱高下するということにもなりかねないので、全海水のほうで毎年、はまち、かんぱちの尾数制限、削減はやっております。そういうことで、できましたらば、はまち、かんぱちと分けずに、ブリ類という表記の仕方にしていただきたい。はまちも御承知のとおり、モジャコ、これは水産庁の台湾分、3800、85万匹ですかね、ございますが、現在では恐らく2500万の上は取っていないということが現実でございます。

それで、ブリ資源が非常に回復して、日本海で、いなだ、わらさのT A Cが取れて、キロ50円という価格で、市場取引で泣かれておるということになってございますので、そのあたりのことを考えますと、ここで特定して、はまち、かんぱちという各漁協の割り当てを当てられますと、身動きができないような状況になりかねんかなと。これが1点です。

○櫻本分科会長 いかがでしょうか。

○山下栽培養殖課長 栽培養殖課長の山下でございます。

先ほど御指摘の漁場改善計画例の記載でございますけれども、ここで、はまち、かんぱち、たい、その他魚類と、とりあえず出しておりますのは、はまちが約10万t、かんぱちが約5万t、たいが7万t、その他魚類をあわせて4万t程度の生産ということから、ある程度まとまった形で、わかりやすく書いていただくという趣旨でございまして、県によって、あるいは地域によって、はまちとかんぱちをまとめたほうがいいという声も、関係県とか団体に御説明している段階でいろいろお伺いしております。そういった事情を踏まえて、できるだけ地域の実情にあった書きぶりをするように、また個別に御相談させていただければというふうに考えております。

○嶋野特別委員 わかりました。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

今後、例えばパブリックコメントを集約するとか、そういうふうなプロセスはあるのでしょうか。

○木島資源管理推進室長 今後のスケジュールでございますけれども、現在、都道府県の指針について、早急に作業をしてもらうように都道府県に対してはお願いをしております。

また、国のほうの指針については関係団体と調整を始めたところでございます。

先ほど申し上げましたように、この水産政策審議会の場で国の指針に関してお諮りをしたいと思っております。時期的には、予算との関連もございまして、2月の水産政策審議会でお諮りをしたいと考えております。ただ、内容等、また財務省との協議の過程におきまして、次の水産政策審議会は11月ごろには開かれると予定をしておりますものですから、随時、必要に応じて御説明、御報告をしたいと考えております。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、次の報告事項に移りたいと思います。

②船舶監視システム（VMS）の開発利用について

○櫻本分科会長 次は船舶監視システム（VMS）の開発利用について、御報告をお願いいたします。

○福田指導監督室長 指導監督室長の福田です。よろしく申し上げます。

資料4になります。VMSについては、皆さん御存じだと思いますけれども、2枚目に図があります。漁船がGPS衛星から取った位置データを通信衛星を通じて陸上に送って、洋上にいる船舶の位置を陸上で把握するというシステムです。1枚目は予算の概要ですが、こういった予算要求をするに至った経緯等を含めて説明させていただきたいと思っております。

我が国水産資源の維持管理及び、これら資源の利用による国民への安定的な水産物の供給は水産施策が果たすべき非常に重要な目的の一つですが、昨今、資源管理については国民各層の大きな関心を引いており、マスコミ等においてもさまざまな報道が日々なされているところであります。

資源管理についてはその取り組みをさらに強化していくということで、先ほど説明がありました所得補償対策の一環としましても、その強化を図ることとされているところでありますが、漁業の監視、取り締まりについても、資源管理の実効性を担保する意味において、その重要性がますます大きくなっているものと考えているところであります。

このような中、現在、水産庁では官船6隻及び用船32隻の38隻体制で国内外の漁船の取り締まりを行っているところですが、このうち我が国の資源管理に大きな影響を及ぼす韓

国、中国等の外国漁船の取り締まり等は特に重要です。近年、これら外国船の違法操業は悪質・巧妙化して、これらの取り締まりが年々難しくなっていますが、こうした中、我が国はWCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）加盟国としての責務を果たすため、今年度より当該海域に、主に我が国EEZで外国漁船の取り締まりに当たっている大型官船2隻を交代で配備せざるを得ないという状況になっています。

この状況は透明性が高く実効性のある資源管理措置を今後も実施していく中、漁業の監視、取り締まりも、それに応じて一層の強化を図らねばならない中においては大変厳しい状況であり、何とか現状の取り締まり水準を下げることなく対応を図ろうと検討した結果、以前より指摘のあったVMSを導入し、営業操業の透明性、資源管理に向けた信頼醸成に対応しようと考えたところ、今般、23年度予算として、その利用、設置に向けた予算を要求していくこととしたものであります。

なお、指定漁業へのVMSの設置については全国海区漁業調整委員会連合会等からも要望を受けているところですが、今回の措置が沿岸漁業者の指定業者に対する疑心暗鬼の解消、信頼感の構築と発展に資することも期待しているところです。

もとよりVMSは船舶の位置情報のみを伝達するものであることから、これをよりよく活用していくためには一定の技術開発が必要であり、さらに今回のVMSの設置は国の取り締まり上の理由によるものであることから、業者の方々には経費負担を求めない方向で対応したいと考えており、その旨を勘案した予算要求としています。

また、予算が確保できた折には、一定の技術開発後に、大臣管理漁業の中でも、我が国周辺海域における資源管理に占めるウエートの高い漁獲能力の大きなもの、禁止ラインをめぐるトラブルの多いものから、その設置を要請してまいりたいと考えておりますところ、その旨、御協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

山田委員、お願いします。

○山田特別委員 今、VMSの開発及び設置等についての説明があったわけですがけれども、私、この資料を事前にもらったときに、VMSの設置の件について、資源管理分科会の報告事項で出てくるということについて非常に違和感を持ったわけです。なぜこの分科会にこの問題が出てくるのか、第1点、そう思いました。

それと、大型船の取り締まり船を配備するために、国内外が手薄になるためにVMSを補完的につけるんだということであれば、これは全く筋違いの話でないかと思います。

それと、特に指定漁業にかかるVMSの設置義務問題について、平成14年の一斉更新の際、沿岸の漁業者から要望が出されて、その妥当性について、平成19年の前回の一斉更新までに結論を出すべきだとなって、その19年の一斉更新のときには、沿岸漁業者とも合意の中で一斉更新の処理方針ということで、漁業秩序の適正化を図るため許可等の適格性要件など運用基準の厳格化、漁業法違反に対する行政処分の運用基準の厳格化、また違反常習者に対してはVMSを設置するという義務化の処置を講じるということで処理方針が出ております。

現在、この処理方針に基づいてやってきた中で、私ども底びきとすれば、そう大きな問題もなく現状に来ているというふうに認識をしている中で、19年から今まで著しく漁業秩序を乱しているとか、それで底びき全体にVMSを設置せいという理由が非常に明確でない。「この海域については、こういう事例が、こういうのがありますよ。だから、これはつけなければならんですよ」というのならわかるんですけども、ポンとこういうのが、それも次回、24年の一斉更新でなくて、23年、来年度から予算ついたからやる。私ども、どう考えても「はい、わかりました」と納得できるという話ではないなと思います。

ですから、その辺の説明がなく、きょうポンと出てくる。確かに説明の中では、先ほど資源管理の問題も出て、調整の問題も言っておりましたけれども、資源管理の部分とVMSの設置というのは全く関係ないと私は思います。

それと、漁業調整も、私は北海道ですから、北海道各海域では沿岸漁業者と毎年、春秋、2回ずつ漁業調整協議会を開いて、お互いに納得いくように漁業調整をしております。ここに柳谷さんもいますけれども、北海道も4者協議もしたりして、それぞれ多少問題があっても大きな問題もなくやってきている中で、突如として漁業調整上もこういうものが必要だというのであれば、地元の現場の沿岸漁業者、沖合漁業者が、どういう問題があるのか、もう少し話し合いをするべきでないのか。

ですから、急に出てきて、ポンと23年から予算ついてやりますよというのであれば、この分科会でなくて、違う機会の何かの中で検討してきた結果、先ほど言ったような事例があるから、こういうふうにしますよという報告が出るならわかるんですけども、そういうことをやった気配もない。一方的にポンと出して、来年から予算つく、やりますよと。これは、つけるのが嫌だとか、どうかというんじゃないかと、もう少し透明性をもってき

ちんとやってもらわなければ、これならポンと押しつけじゃないかと思うんです。

水産庁、この辺、どういうふうに考えているんですか。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○福島委員 お答えをいただく前に、山田委員と大体同意見ですけれども、私は底びきじゃなくて、まき網の立場で意見を述べさせていただきます。

我々も沿岸漁業者と、それぞれの地域で調整問題をたくさん抱えております。そういう中にありまして、調整会議の中で摘発されるような問題は惹起しておりません。つけるのが嫌だとかということじゃなくて、山田委員からもお話のあったように、業界の中でそういう話を詰めさせていただいて、それから、どうするかという話の進め方をさせていただけないものかなと、このように思います。

以上です。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

プロセスの問題と設置する必要性の問題と、大きく2点の質問だと思います。お願いします。

○内海管理課長 管理課長です。

平成14年の一斉更新、平成19年の一斉更新の経緯、さかのぼって、そのとき、こうだったじゃないかというお話がありました。平成19年については、確かに違反の常習者についてはこれを利用していこうということで、そういう措置を取らせていただきました。

今回、VMSの利用については、先ほど監督室長からも説明ありましたように、漁業調整上の理由というよりも、資源管理の上で、取り締まりも含めた全体的な資源管理をどうやって進めていくかというプランニングの中で、こういう措置を取らせていただきたいと考えたのが本旨であります。

ここは、説明のときに、うまく説明しないと、あたかも各海域に調整問題があって、それを解消するためにVMSを利用するんだということで誤解を受けがちなので、うまく説明しないといけないのかというふうには思っていたんですけれども、今般、我がほうとしては、資源管理についても、先ほど来説明がありました漁業所得補償と関係して、各地で自主的に資源管理をしていただいたものを、管理計画というもとでオフィシャルな部分に上げていただいて、それに基づいて収入安定対策も取っていかうと。

資源管理をそういう形でやっていくに当たっては、従来からある浜々でのいろんな問題

という大変なんでしょうけれども、それこそ疑心暗鬼になって、それぞれの漁業の透明性がなかなか確保できなくて、あっちでこういう話がある、こっちでこういう話があるという状況が今現在でも生まれているわけです。

そういう中で、先ほど言いました取り締まりも、官船、用船、隻数をふやして取り締まりができるのかということ、予算的にも船をふやすというのは難しい。そういう中で、VMSという機械がうまく利用できれば、先ほど説明ありましたように、これも単なる位置情報ですので、それをすべて眺めて我々が判断するわけにいかんですけれども、今の時点では若干の技術開発を行うことで、疑心暗鬼になっている部分、透明性の欠けている部分を払拭して、それをうまい資源管理と合わせた形での漁業の管理につなげていくことができるのではないか。

諸外国だと、割とそういうものを既に活用している事例もあるということで、今回、いろいろと検討させていただいて、予算ごとにできるかどうか、中で検討させていただいたんですが、省内で御理解をいただいて、ようやく概算要求することができたという機に、そういうことでのお願いを各団体、各漁業者の方々にしていかないといかんだらうということでお話をさせていただいたところでもあります。

もとより、先ほど来ありますように、このVMSの設置については、従来であれば、そういった形で国が取り締まりをやったり、透明性の確保を図るべき部分をVMSという機械に頼るわけですから、漁業者の御負担を求めるとはいかんだらうということ、その部分には負担を求めずに、こちらのほうでそういう機械をセットしていくということに対応していただこうかなと考えたところでもあります。

また、技術開発も若干やっけないといかん部分もありますので、その部分を含めて、また詳細な説明が必要であれば、我がほうからやらせていただきたいと思いますと思っております、こういう形でVMSの利用について御理解をいただければなと考えたところでもあります。

○櫻本分科会長 いかがでしょうか。

柳谷委員。

○柳谷特別委員 沿岸漁業の立場からお話しさせていただきたいなと思います。

御案内のように、山田委員がおっしゃったように、我々、北海道の現地で資源回復計画とか4者協議とかしております。しかしながら、資源の維持あるいは増大というふうにして考えた場合、その実効が上がっているのかといったら、現実、上がっていないんですね。資源の維持管理、増大対策というのは我々漁業者が漁業者として成り立っていくための一

丁目一番地なんですね。だから、毎年、こうやっているんですよ。だけど、「お互いにそうだな。この辺だったら資源維持管理できる。増大に向かって移行ができる」というものになっていないということが現実なんですね。

我々の立場からすれば、どこかでこういうシステムをつくることによって、同じ土俵の上で、資源維持管理、増大対策に向かって実効が上がるような形が取ればありがたいなと思います。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

どちらかという、肯定的な面からの御意見だと思います。

高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 私、違った視点から、3点か4点、質問をしてみたいなと思います。

まず、このVMSのシステムそのもの、先ほど課長が申しましたとおり、単なる船舶の位置の確認ということになるろうかと思います。しかし、海難事故発生するとき、これは重要な位置になる、重要な要素になるんだということを認識してほしいというのが1点あります。

と申しますのは、近年の沖合底びき船、大中まき網漁船の海難事故の問題があって、私の記憶に間違いがなければ、山田大臣も沖底、大中まき網の海難事故の際には、この安全装置をつけるべきだという新聞報道もあったような記憶があります。

今回の報告事項の中には安全というものが一切入っておりません。いわゆる安全体制なり捜索活動なり、そういったものが全く入っていない中での提案ということになります。そうしますと、我々から見ますと、人命よりも違反操業の撲滅なのかというように私は理解をしまして、非常に憤りを感じております。

と申しますのは、先ほど来、言っているとおり、人命が第一であって、そのためのポジショニングの確認、いわゆるモニタリングのシステムでございますから、違反操業を撲滅するための装置ではないという理解をしております。

そういうことから、特に安全問題に視点を当てますと、このシステムそのものが海上保安庁との連携はどのようになっておられるか、連携をしているのか、全く連携をしていないのか。連携をしていないということになりますと、先ほど来の違反の撲滅ということになろうかと思っています。

それから、全国の沖合底びき船そのものは300隻を超えるんだと思います。大中型まき網についてもかなりの隻数がございます。この全船に国の予算で設置するということでし

ようけれども、この船舶運航費29億円とありますが、これを全額使うということではないと思います。この括弧の24億円が前年度の予算ということであれば、その差額ということの理解でよろしいのではないかなと思います。そうなりますと、全船にどのような形でつけられるのか。それから、開発も含めてということになるんだと思います。

その後、この利用料金が当然かかりますので、これはどのような形で、どのくらいかかるのか。これは国家予算ですから、きょうわかるのであれば、そういうふうな試算の内容についても皆さんの前に開示していただければありがたいなと思います。

安全という面からつけるのであれば、この制度も有効活用すべきです。それが主たる目的であって、違反操業が主たる目的ではない装置だという理解をしております。そういうことで、意見と若干の質問をお願いしたいと思います。

以上です。

○内海管理課長 1点目の安全面でVMSの利用をできないかという話ですけれども、VMSの利用を庁内で議論しているときに、そういう副次的な効果はあるのではないかという話は当然、ありました。ただ、具体的には、安全面については保安庁ですとか国交省を中心にいろんな措置が考えられて、例えばGMS Sだとか、いろんな措置が行われています。その部分をVMSで全部背負い込みますと、逆に言うと、取り締まりだとか、資源管理というよりも、もっと精緻に、どういうデータを見ないといかんのか、水産庁がそこでずうっとそういうデータを見ないといかんのかということにもなるので、私としては、副次的には利用できるんですけれども、この機材を使う基本的な本旨は、先ほど言った資源管理、各操業の透明性の確保というところに主眼を置かせていただきたいと思っております。

それから、全船につけるのかというお話ですが、基本的には大臣が管理する漁業で資源管理に非常に影響の大きい船については、できるだけつけていきたいということを考えております。今回の予算は、全船つけるということではなくて、約300隻のところで積算を行っていたということです。それについては、もし足らざる部分があれば、翌年度、要求をしてつけていきたいかなと考えております。

それから、通信料です。具体的に言うと、通信料だとか技術開発だとか設置も含めて、このVMSは約4億6000万円少しということでの予算を要求しているところです。いずれにしても、予算については、まだ財務省との折衝がありますので、その結果、どういうふうになるかということはあると思いますが、我がほうとしては、そういったものも含めて、その

額で要求をしているという状況であります。

○高橋特別委員 船位データの開示の件ですが、あくまでも違反操業の観点から使用するという状況の中、今、説明を受けたんですが、海難事故の場合、一刻一秒を争う話なんです。そうすると、そういうふうな一番確実性のある、正確性の強いデータを水産庁が持っているわけですから、海上保安庁にデータを開示しないという理解でよろしいんですか。

○内海管理課長 データを開示しないとか、そういうことではなくて、基本的にはそういうものは副次的な効果があって、もし船舶に何かあったときにVMSデータでどこまで追跡できているかということになれば、それはオープンにして、一刻一秒を争って捜索するというのがスタンスですから、そういう意味では使えると思います。

ただ、予算要求している中であっては、漁船の安全性を確保するために、これを要求するという言い方をしているのではなくて、資源管理を行う中で、それぞれの漁船の操業の透明性を高めていきたいということを主眼にしながら求めているものですから、そういう面での利用に当たっては、具体的にそういう状況でそれが必要とされるのであれば、それを提示するというのは当然のことだと思っています。

○高橋特別委員 重ねてお願いというか、要請をしておきます。本来あってはならないことなんですが、万が一海難事故等々の発生の暁には、そういうふうな事例が発生をした場合は、海上保安庁が救助活動を展開するんでしょうけれども、より早い情報を、早い状況の中で情報開示はいち早くやっていただくということを重ねてお願いをしておきます。

以上です。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

米田委員、お願いします。

○米田特別委員 管理課長に反論するわけではないんですけども、資源管理上、VMSを設置するんだという話が強調されていますけれども、VMSの設置が資源管理と結びつくということがよく理解できないんですよ。資源管理のためにつけるというのであれば、TAC魚種のすべての漁業者に設置をしなければ、資源管理のためのVMS設置という説明は全く納得いかないですね。それが1点。それは私の意見です。

もう一点、冒頭申しましたけれども、この問題がこの分科会でなぜ報告事項として出てきたのか。23年、予算づけしてやると言っているわけですから、今後、こういう会議というのは、ほかの会議でも検討するとか、何かということがなく、ただ、きょうここで言わせて、そのままやりますよということなんですか。

○内海管理課長 まず、VMSと資源管理の部分です。先ほど木島室長から所得補償の関係で新しい資源管理の絵姿を説明させていただきました。各地で漁業者の方が、例えば禁漁区を設けて、こういう措置をしているということで管理計画をつくっていただいて、それを履行確認までしていただいて、その中で所得の収入安定対策も講じていく。

例えば禁漁区域を設けて、変な話ですけども、今までどこかの船が入ってきて、自分たちが守っているだけですけども、こうだったじゃないか。あるいは、大臣管理漁業も指針をつくって計画をつくっていくわけですけども、自分たちがこういう形で区域を決めれば、そこにはこういう形で入りませんということになれば、位置情報があれば、それから、そういう部分で各船の透明性が図れていけば、何をかいわんやで一目瞭然なわけですね。そういう意味において、こういう機材は十分使えるんだろうと考えています。

それから、ここの資源管理分科会でお話をするのが筋かどうかということですが、具体的には、VMSの設置、技術開発というのを23年度、予算要求をしていくわけですけども、その先に24年度、一斉更新があって、その中で、設置されたVMSについて、こういう形で保守管理をしていただきたいというお話をあわせて進めていくべきだというふうに考えております。

平成19年も、1年ぐらい前から一斉更新のお話を各地でさせていただきましたが、その形と予算要求のタイミングで、先ほど言いましたように、概算要求で省内での理解が得られたので、いち早くそういうインフォメーションを関係の団体の方々にもお話をしたいということで、今回出させていただきました。

これについてのお話については、今回足らざる部分があるのであれば、こちらのほうとしてもお話をさせていただいて、その旨の理解を得るように対応していきたいと考えています。チャンスとしては、そういう概算要求になり、そういった状況が世の中にも出ていますので、その中で我々もいち早く御説明しようということで考えたところであります。

○山田特別委員 この件もそうですけれども、先ほどの所得補償の件も説明ありましたね。積み立てから、積立ぶらすだとか、共済だとか、セーフティネットとか、こういう資源管理計画が出て、ずうっと説明を受けて、それは何回も聞いているからよく理解をしているんですけども、資源管理のために、これも一つなんだと、言うならば、まだ正式に出てなくて聞き及びますと、IQの撤廃という話もチラホラ聞こえていますね。これも漁獲補償をするから、その中ですべて解決するんだという、ここに副大臣いますから、非常に言いにくいんですけども、所得補償そのものは漁業者に対してどれだけのものが補償され

るかというのは全然わからないんですね。補償します、補償しますというだけで、中身はわからないんですよ。

すべて所得補償の中で、I Qも撤廃するから、こうしますよ、これはWTOの関係もあるんでしょうけれども、そういうふうにします。全部所得補償するから、全部解決するんだという話になって結局、資源管理のためにVMSも国の予算でやるんだって、本質と違ったところで、全部そういうふう処理しちゃうのかなというふうに疑わざるを得ないんですよ。そうでないと言うんでしょうけども。

○櫻本分科会長 お願いします。

○内海管理課長 我々も先ほど言いました予算要求がなって、こういう形で、こういう資源管理の絵姿ですとか、所得補償の絵姿については、副大臣いらっしゃいますけれども、そういう御指導を受けながらプランニングをしてきました。漁業において、これまで個別の方々のところまで視野を広げて、それを資源管理に結びつけるという方策というのは非常に難しかったものでから、プランニングに時間がかかったのと、それまで外向きにアナウンスできなかったところがありますけれども、この機に、我がほうとしては、所得補償については既にブロック会議で何度か開いて、早急に県の方々、団体の方々にも情報をお渡ししております。

唐突な感はあるのかもしれませんが、これを機に、資源管理についても、収入安定対策についても、それがうまくワークするように、VMSについても関係者の方々と議論しながら、予算がセットされた折には、いいスタートができるように全力で対応していきたいと考えています。その唐突感は、これから一生懸命埋めていきたいと思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○櫻本分科会長 よろしいでしょうか。

もう少し御説明をしていただいて、お互いに話し合っていただくという方向で議論していただきたいと思っております。

ほかに御意見ございますでしょうか。

米田委員、お願いします。

○米田特別委員 諸外国で設置しているということですが、国としては、どこなんですか。EEZ内の取り締まりが手薄になるなら、私としては、特に中国、韓国等に、ぜひつけるように働きかけてほしいと思っております。

○櫻本分科会長 お願いします。

○内海管理課長 例えばオーストラリアですとか、アメリカなんかも、そういうものを利用していこう。ヨーロッパのほうでも、漁業の透明性を図っていくんだということで、こういう機械を利用していく状況があるようです。先ほど言いましたように、資源管理をしっかりとやっていくときに、それぞれの透明性を図っていくということで使えるものであれば、そこは使っていきたいと考えてところです。

それから、諸外国の船という話があるんですけども、今の外国漁船の違反の状況を見ますと、むしろ許可船舶がつけて悪いことをするというよりも、無許可の船が入ってくるケースですとか、実際には位置情報ではなくて漁獲量を隠ぺいするといいますか、しっかり報告しない。

ですから、最近の取り締まりは、外から見ていて禁止水域に入っているから悪いという船ばかりじゃなくて、まともに普通の操業海域で操業している船も、立検をしてみると、自分に与えられたクォータ以上の漁獲をしているということで、VMSの情報よりも違反の実態のほうが先に行っていて、そういうところでしっかり乗り込んでいって見ていかないと、違反がうまく立証できないという状況がありますので、外国漁船に全部つけるというのは難しいのかなと思っています。

その点については、いろいろ議論していきたいと思います。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

なければ、次の報告事項に入りたいと思います。

③漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について

○櫻本分科会長 次は、漁業構造改革総合対策事業の進捗状況についてということで御報告をお願いします。

○長谷沿岸沖合課長 沿岸沖合課長の長谷でございます。

資料5をごらんください。漁業構造改革総合対策事業の進捗状況でございます。

本事業については、昨年5月の第42回資源管理分科会においても第1号の八戸地域の大型まき網のプロジェクトについて御報告したところですが、19年度の予算化以来、地域における操業形態や流通販売の改革の実証事業を行っております。現在までに32件の改革計画が認定され、うち、1ページと2ページの表にあります23地域で実証操業が行わ

れ、22地域では現在も操業を継続中でございます。

左端の番号で3、4、5と番号がついております室蘭の第十一萬漁丸のように、初年度から魚価の上昇の結果、定められた実証経費以上の水揚げ金額があったために、事業上のルールで1年で事業を卒業したものですとか、あるいは2ページの19番になりますけれども、第六十八福吉丸のように、入漁国との調整がうまくいわずに1年で終了になったといったものもございますけれども、全体としてはおおむね順調に事業が行われております。

それから、3ページをごらんいただきたいんですけども、全国のプロジェクトを地図に落としたものを載せておきました。事業開始当初は漁船漁業の構造改革事業としてスタートいたしましたけれども、21年度の1次補正予算以降は養殖等にも対象を広げまして、例えば右側下のほう、29番の愛媛のプロジェクトのように、真珠養殖の改革計画も認定されている状況であります。

次に4ページをごらんいただきたいんですが、これ以降、この資源管理分科会との関係が深い大中型まき網漁業の合理化に向けた取り組み、特に来年の春で3年間の実証期間が終了いたします北部太平洋海区での取り組みを含めまして、この事業に先行するミニ船団での結果とあわせて、やや詳しく御報告させていただきます。

これらの取り組みでは、運搬船や探索船を削減して、これらの機能を有する網船を導入することによって、漁船導入費用の圧縮や燃油代や修繕費等のランニングコストを削減する一方で、ILO基準を満たした居住環境を整備するなど、乗組員の労働環境を改善するものでありまして、おおむね計画どおり実証が進行中です。

北部太平洋海区は千葉県の野島崎灯台西南の線から北海道太平洋岸に至る海区でありますけれども、この海区の大中型まき網は、時期によりましてサバ・イワシ等操業とカツオ・マグロ操業を行う135tタイプと、周年サバ・イワシ類等を漁獲する80tタイプというのが大きく分けて存在するんですけども、それぞれについて操業月の1隻1カ月当たりの漁獲能力を比較する意味で、従来船団と比較してみたものであります。

5ページをごらんいただきたいんですけども、まず135tタイプです。ここで従来船団と比較しますのは、まずミニ船団①とあります第八十八惣寶丸です。これは構造改革事業に先駆けて、平成17年から試験操業を行っている網船1隻と運搬船1隻のミニ船団です。

次に、構造改革事業船①とある第八十三惣寶丸です。これが来年で3年間の実証期間が終了する八戸の第1号のプロジェクトです。

3番目が構造改革事業船第二たいよう丸ということで、実証2年目となる石巻のプロジ

ェクトで、これは付属船なしの単船まき網になります。

これらの漁獲量をサバ・イワシ等とカツオ・マグロに分けまして、従来船団との漁獲量の比較をしてみたのが下の表になります。いずれも従来船団の実績を100とした場合のパーセントで示しております。一番下の欄、ミニ船団①については5年間の平均で、サバ・イワシ等については従来船団と比べて73.6%の漁獲量、カツオ・マグロで94.1%という漁獲状況になっております。

その右の構造改革事業船①ですけれども、これは2年間の平均で、それぞれ87.6%と72.0%。その右の単船まき網は、1年間だけの数字ですけれども、それぞれ45.7%と23.7%という漁獲状況になっております。

次に6ページ、見ていただきたいんですが、これが周年イワシ・アジ・サバ等をねらう80tタイプとなります。ここで比較対象となるのは、実証しているのは2船団ございます。まず、先ほどと同じく平成17年度から試験操業しているミニ船団②、第八十一石田丸ですけれども、それと、波崎プロジェクトとして実施している構造改革事業船③、第八十八石田丸です。

下の左側の表を見ていただきますと、従来船団と比べまして、ミニ船団②では5年間の比較で88.3%という実績でした。構造改革事業船③については21年度、1年だけの比較で119%になっています。この119%という数字は他船団に比べてカタクチイワシを多獲したためと聞いておりますけれども、ここが100%を超えているということになります。

これらの石田丸船団は、北部太平洋海区80tタイプの中で、漁獲量で見ても最優良船団と、業界の中で表彰を毎年受賞しているという船団になるものですから、比較のために、石田丸船団でも従来型の船団をまだ持っておるものですから、従来型の船団と比べてみたのが右側の表となります。これを見ますと、石田丸船団の中の従来船団と比べると、ミニ船団②で65.2%、構造改革事業船で82.4%と、明らかに漁獲能力が小さいということがわかるわけでございます。

これらの操業については、いずれもマサバ太平洋系群の資源回復計画の中にも位置づけられておりまして、原則年2回開いております太平洋広域漁業調整委員会においても毎回、進捗状況を報告しております。また、冒頭も申し上げましたが、昨年5月の本資源管理分科会においても実証結果を踏まえて制度化を検討していきたいと御報告したところです。

まき網の構造改革については、本審議会においても長年、議論されてきたわけですが、本日御紹介したのものにつきましては、いずれも当初のコンセプトどおりに、従来船

団と比べて漁獲能力が低下することが示されていると考えております。特に135 t タイプを網船と運搬船2隻のミニ船団とするものにつきましては今後、半年で実証期間が終了するわけですが、この2船団の実証結果を踏まえて、実証後は本許可へと移行することを検討してまいりたいと考えております。

今後の指定漁業あるいは沖合漁業像については、先ほどもVMSについてさまざまな議論があったところですが、資源管理を進めつつ、収益性、居住性、安全性の向上を図ってまいりたいと考えております。その際、沿岸漁業との調整にも十分留意したいと考えております。

大中型まき網の操業については、海区によってタイプが違ったり、対象魚種のウエートが違ったり、操業条件もまちまちということであります。また、海区によりまして、構造改革事業についての認知度にもばらつきがあるのが現状でございますので、一つの海区での実証結果を全国にそのまま適用するということではなくて、それぞれの海区で問題ないということが実証されたものについて、その海区に限定して制度化することとしていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

御意見、御質問をお願いいたします。

特にないようです。本日、予定しておりました議事については終了いたしました。これを機会に何か御意見等がございましたら、お伺いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議はこれにて終了いたしました。

そ の 他

○櫻本分科会長 次回の日程について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○内海管理課長 次回の資源管理分科会の日程については、例年、11月にTAC等の設定で開催させていただいておりますので、同じ時期にお願いしたいと考えております。後日、事務局から日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○櫻本分科会長 本日は長時間にわたり活発な御議論をいただきまして、ありがとうございます。

いました。

これにて資源管理分科会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会